

○安芸太田町自治振興会設置規則

安芸太田町自治振興会設置規則

平成20年4月1日規則第12号

改正

平成21年6月30日規則第14号

平成23年4月19日規則第8号

安芸太田町自治振興会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、協働のまちづくりの発展のため、自治振興会を設置し、その運用に
 関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに
 による。

- (1) 自治振興会 別表に指定する地域自治組織をいう。
- (2) 自治振興会連絡協議会 自治振興会を代表する者で構成された会議をいう。
- (3) 自治振興会連絡協議会委員 自治振興会を代表して自治振興会連絡協議会に出席
 する者をいう。
- (4) 行政協力員 自治振興会から選出された行政業務に協力する者をいう。

(自治振興会連絡協議会)

第3条 町及び他の自治振興会との連携を図るため、自治振興会連絡協議会を設置する。

(行政業務の委任)

第4条 町長は、次の業務を自治振興会に委任する。

- (1) 自治振興会連絡協議会委員及び行政協力員の選出に関する事。
- (2) 自治振興会の区域内の連絡調整に関する事。
- (3) 行政文書等を自治振興会の区域内の世帯に配布すること。
- (4) その他地域住民の安心安全等に関する事。

(委嘱)

第5条 自治振興会連絡協議会委員(以下「委員」という。)及び行政協力員は、自治振
 興会において適宜な方法で選出された者を町長が委嘱する。

- 2 委員及び行政協力員は非常勤とし、任期は、1年とする。
- 3 補欠の委員又は行政協力員の任期は、前任者の残任期間とする。

(個人情報保護)

第6条 委員及び行政協力員は、職務上知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用
 してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員に報酬及び費用弁償を支給することとし、その額及び支給方法については、
 安芸太田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年条
 令第39号)に定めるところによる。

- 2 行政協力員には、報酬は支給しない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、自治振興会に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 (安芸太田町行政連絡員設置規則の廃止)
- 2 安芸太田町行政連絡員設置規則(平成16年規則第3号)は、廃止する。

附 則(平成21年6月30日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年4月19日規則第8号)

この告示は、平成23年4月19日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

別表(第2条関係)

安芸太田町指定自治振興会(地域自治組織)

	名称	集落
1	修道振興協議会	横山、野影、香郷、千本、名護木、昌原、上原、槇 ケ原、周川、上田野原、下田野原、五反田、出口、 本郷、坂根
2	安野振興会	芦杉、早木、澄合、黒峠、程原、宇佐、下久日市、 来見、船場、津都見
3	坪野地区連絡協議会	上久日市、下坪野、上坪野、光石、附地
4	津浪振興会	イロ八、ニホへ、トチリ、ヌルヲ、ワカヨ、夕、レ、 ソ、ツ、塚原
5	香南振興会	辻ノ河原、遅越、香草
6	至誠連合会	勝草、川登東、川登西
7	尚志振興会	穴阿、田之原
8	中央福社会	丁川、神田町、新町、古市、空条、本町、東旭町、 西旭町
9	三郷連絡協議会	天神町、巴町、道の口
10	温井自治会	温井

11	川北振興会	滝本、土居上、土居下、上調子、山崎
12	川西地区協議会	見入ヶ崎、上原、鮎ヶ平
13	殿賀振興会	西調子、明ヶ谷、穂坪、高下、小山、上堀、下堀、 江河内、埜
14	浄善福祉会	鷓渡瀬、木坂
15	北部開発協議会	月の子原、草尾、上杉、下杉、穴袋
16	坂原コミュニティ地域	東坂原、西坂原、南坂原、北坂原、布原、大井
17	本郷親和会	小原、萩原、数舟、本郷一組、本郷二組、本郷三組、 本郷四組
18	市・三谷振興会	市上、市下、上三谷、中三谷、下三谷、向三谷
19	三郷自治振興会	八幡原、小屋原、天神原
20	山崎・山ノ廻自治会	上山ノ廻、下山ノ廻、山崎
21	松原・正地振興会	上松原、中松原、下松原、正地
22	井仁自治会	上井仁、下井仁
23	東区振興会	中ノ原、田ノ尻、砂ヶ瀬、吉ヶ瀬、向光石
24	下本郷自治会	下本郷
25	上本郷自治会	上本郷
26	下田吹自治会	下田吹
27	上田吹自治会	上田吹
28	吉和郷自治会	吉和郷
29	遊谷自治会	遊谷
30	土居自治会	土居
31	打梨自治会	打梨
32	那須自治会	那須
33	横川自治会	横川
34	柴木自治会	柴木
35	川手自治会	川手
36	梶ノ木自治会	梶ノ木
37	板ヶ谷自治会	板ヶ谷
38	松原自治会	松原
39	小板自治会	小板
40	与一野自治会	与一野
41	才中得自治会	才中得
42	寺領自治会	寺領
43	長原自治会	長原
44	箕角自治会	箕角
45	中央自治会	中央
46	長田自治会	長田
47	猪山自治会	猪山
48	平見谷自治会	平見谷